

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社森崎
(法人番号7230001003253)
業者の住所：富山県富山市向新庄町3-7-22
- 2 指名停止措置期間：令和3年10月15日から
令和4年1月14日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要：株式会社森崎の取締役は、富山県中新川郡舟橋村が発注した「村道海老江中央線道路改良工事」及び「舟橋村小学校プール前広場整備工事」の入札に関し、同村職員が漏洩した入札情報をもとに落札し、公正な入札を妨害したとして、令和3年8月18日、公契約関係競売入札妨害の疑いで富山県警に逮捕された。
- 5 指名停止措置理由：上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第8号ア（競売入札妨害又は談合）に該当するため。

指名停止措置要領付表第2第8号「抜粋」

措置要件	期間
(競売入札妨害又は談合) 8 次のア又はイに掲げるものと締結した工事請負契約等に関し、一般役員又は使用人（使用人においてはアに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで控訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 対象区域内の他の公共機関の職員	2月以上12月以内
イ 対象区域外の他の公共機関の職員	1月以上12月以内